

**「公的統計の整備に関する基本的な計画」
の変更に係る答申（修正案）
ー経済統計ワーキンググループ担当分ー**

平成29年11月9日

第2 公的統計の整備に関する事項

1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

(全体P)

(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

経済構造統計（基幹統計）は、平成21年に初めて策定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。以下「第Ⅰ期基本計画」という。）において、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握することを通じて、国民経済計算をはじめとした諸統計の精度を向上させ、国民の様々な意思決定や政策決定に有用な情報を提供する重要な統計と位置付けられた。また、総務省及び経済産業省は、経済構造統計を作成するため、「経済センサスの枠組みについて」（平成18年3月31日経済センサス（仮称）の創設に関する検討会）に基づき、関連統計調査の廃止・中止・統合を進め、平成21年度に経済センサス-基礎調査（総務省所管の基幹統計調査）を、平成23年度に経済センサス-活動調査（両省共管の基幹統計調査）を、関係府省の協力も得て、創設・実施することとした。

一方、第Ⅰ期基本計画では、国民経済計算の精度維持を図るとの要請から、経済構造統計と密接に関係する主要な産業関連統計との関係及び調査事項の在り方や、加工統計と経済構造統計との関係の在り方等を改めて検討するとの課題が盛り込まれた。しかしながら、事業所母集団データベースの本格稼働など、経済構造統計を取り巻く環境が大きく変化したこともあり、検討すべき課題を再整理した。

以上のような経緯から、平成26年度を始期とする現行の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）においては、経済構造統計を中心とした新たな枠組みの検討や、国内総生産に占める割合が約7割で推移しているサービス産業を中心とした「第3次産業」の動向をより正確に把握する統計整備などの諸課題の解決に向け、関係府省が一体となって取り組むことが盛り込まれ、平成29年3月に、その検討結果が取りまとめられた。なお、その一部は、「統計改革の基本方針」（平成28年12月21日、経済財政諮問会議。以下「基本方針」という。）や最終取りまとめにも反映されている。

このため、関係府省は、この検討結果を基に、統計ニーズや社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、一体となって以下の取組を推進し、統計改革の実現を目指す必要がある。

ア 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備

(ア) 経済構造統計の「基準年」については、経済センサスー活動調査において、全ての事業所・企業を対象に、同一時点で網羅的にその活動を把握し、その結果から全国及び地域別の経済構造を明らかにした統計を5年ごとに作成・提供する。また、経済センサスー活動調査におけるK A U (Kind of Activity Unit) 概念の導入を含めた調査単位やアクティビティベースでの事業活動の把握等について、関係府省が一体となって検討する。

なお、平成33年以降における経済センサスー活動調査の実施に当たっては、(1)のS U T体系への移行との整合性や、報告者の負担軽減及び実査を担う地方公共団体の業務負担の抑制にも留意する。

(イ) 経済センサスー活動調査の中間年における経済構造統計（以下「中間年経済構造統計」という。）については、関連する基幹統計調査を再編した上で、経済構造統計における母集団情報の整備・提供という従来の目的・役割に加え、新たに基準年からの構造の変化を含めた中間年の実態を把握・提供する。

具体的には、特定サービス産業実態調査（基幹統計調査）、サービス産業動向調査（拡大調査部分。一般統計調査）及び商業統計調査（基幹統計調査）を発展的に統合して、平成31年度から実施することを予定している経済構造実態調査¹（仮称。以下同じ。）を中心に、この経済構造実態調査と同時・一体的に実施する工業統計調査（基幹統計調査）や、プロファイリング活動及びローリング調査²に移行することが計画されている経済センサスー基礎調査など、事業所母集団データベースに格納される統計調査の結果・行政記録情報等も活用し、産業横断的な統計を平成32年度からの中間年の各年に作成・提供する。また、企業を対象とした統計調査の結果を活用し、地域別（事業所別）の付加価値等の推計手法の検討に取り組む。

なお、この中間年経済構造統計の整備に当たっては、報告者の負担軽減に努めつつ、内閣府と連携し、(1)のビジネスサーベイの枠組みを通じた中間年・年次S U Tの精度向上や、基準年経済構造統計との整合性にも留意する。

(ウ) 中間年経済構造統計については、その有用性の向上や中間年・S U Tの精度向上に資するため、報告者の負担軽減や統合後の調査の実施状況にも留意しつつ、その充実を図ることが重要である。具体

¹ 総務省と経済産業省の共管調査（結果集計は（独）統計センター）

² 経済センサスー基礎調査で全国の事業所の開業・廃業状況等を順次調査する手法

的には、経済構造実態調査と同時・一体的に実施する予定の工業統計調査等との包摂に向けた検討や、事業所母集団データベースに格納される建設工事施工統計調査（基幹統計調査）等における定義の統一・共通的に把握すべき調査事項を設定した上で、そのデータ活用を検討する。

イ サービス産業・企業関連統計の改善・整備

（ア）サービス産業に係わる統計整備を推進するためには、サービス産業の構造を明らかにする上で重要な付加価値等を、サービス業全体で把握することが重要である。

このため、総務省及び経済産業省は、平成31年度から実施する経済構造実態調査の企画に当たって、国民経済計算の精度向上や報告者負担の抑制にも留意しつつ、内閣府とも連携し、よりの確な付加価値の把握や基幹統計調査化を目指す。また、経済構造実態調査については、平成33年経済センサスー活動調査や中間年・SUTの検討動向を踏まえつつ、調査事項等の見直しを実施する。

（イ）総務省及び経済産業省は、QEの精度向上や第3次産業活動指数の更なる有用性の向上を図る観点から、サービス産業動向調査（月次調査部分。一般統計調査）及び特定サービス産業動態調査（一般統計調査）の整理・統合に向け、遅くとも平成34年末までに結論を得る。

（ウ）平成31年度から実施する経済構造実態調査については、一部事業所も対象に実施されるものの、費用項目を把握する必要上、主として企業を対象とした統計調査として実施されることが想定される。

このため、関係府省は、報告者負担の抑制を図る観点から、経済構造実態調査と、産業横断的に企業の活動実態を把握する経済産業省企業活動基本調査（基幹統計調査）及び法人企業統計調査（基幹統計調査）や、業種別に企業の活動実態を把握する建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査（一般統計調査）及び中小企業実態調査（一般統計調査）等との役割分担、重複是正等を検討する。

また、関係府省は、企業活動の変化をよりの確に把握・提供する観点から、第1段階として、事業所母集団データベースに格納される企業対象の統計調査における定義の統一・共通的に把握すべき調査事項を設定した上で、同データベースを活用した企業統計の提供を推進するとともに、第2段階として、大規模企業の活動実態を横断的に把握する統計整備を検討する。

(3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化

関係府省は、上記(1)及び(2)の国民経済計算体系を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備を図るため、関係府省が一体となって、その基盤となる以下の取組を推進する。

ア 事業所母集団データベースの整備・利活用(全体P)

統計法(平成19年法律第53号)第27条第1項の規定に基づき、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会等の結果を格納した「事業所母集団データベース」については、各府省の事業所・企業等を対象とする統計調査において母集団情報として活用されており、その整備は、報告者負担の軽減や効率的な統計作成に重要な役割を担っていることに加え、(2)の中間年経済構造統計及び企業統計の作成・提供においても中核的な機能を果たすことが期待されている。

このため、総務省は、名簿情報の整備を目的とする経済センサス-基礎調査について、5年に一度、事業所・企業等の所在等を把握する調査手法から、平成31年度から、経常的に事業所・企業等の開業・廃業といった活動状態を把握するローリング調査への移行や公営事業所の把握の充実を進めるとともに、プロファイリング活動を行い、中間年経済構造統計の提供を平成32年度から開始する。

また、この事業所母集団データベースの整備・充実に当たっては、関係府省とも連携し、法人番号の把握・活用を推進するとともに、法人番号の通知状況等を含めた新たな行政記録情報等や民間データの活用に加え、行政記録情報等やローリング調査の確認結果を活用するなどして、法人企業統計の母集団名簿の企業数との「かい離」解消に取り組む。

さらに、総務省は、関係府省と連携して事業所母集団データベースの有用性を高めるための方策等を検討するとともに、経済統計のカバレッジの拡大に寄与するため、専従の役員・労働者等が存在しない法人等を含めた法人・事業所等の母集団情報の提供・活用に取り組む。

また、各府省は事業所・企業等を対象とした統計調査においては、調査の特性を考慮しつつ事業所母集団データベースの最新情報を使用することを原則とする。

イ 各種ガイドラインの整備・適用を通じた経済関連統計の改善(P)

統計利用者の利便向上、また、事業所母集団データベースを活用した中間年経済構造統計や企業統計の提供に当たっては、事業所・企業

対象の統計調査における定義の統一等が重要となっている。

このため、第Ⅱ期基本計画に基づいて策定された「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等申合せ、平成29年5月15日改定）について、平成31年10月に予定されている消費税の10%への増税や軽減税率の導入などの社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、適用の拡大に取り組む。関係府省は、一次統計調査における税抜額記入への統一の可否等の検討などを、連携して推進する。

また、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等申合せ）について、実査可能性に関する検証結果等を踏まえつつ、その改定や適用の拡大に取り組む。

2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備

我が国では、本格的な人口減少社会を迎えるとともに、厳しい財政事情の中、社会・経済情勢の様々な変化を的確かつ迅速に捉えた統計を整備し、各種施策の立案や効果検証に活用することが重要となっている。また、この統計の整備・改善に当たっては、報告者の負担軽減や効率的な統計作成に加え、上記1の体系的な整備という観点にも留意する必要がある。

このため、第Ⅲ期基本計画においては、以下の取組を重点的に実施する。

※ （１）～（３）には、国民生活・社会統計ワーキンググループの審議結果を盛り込み、体系的かつ一体的に整理。

（４）農林水産関連施策の推進を図るための統計整備

農林水産統計については、農林水産行政の変化に対応し、基幹統計調査を始め、報告者負担の軽減や調査の効率的な実施にも努めながら、必要な統計の整備を進めている。

一方、「経済財政運営と改革の基本方針2017について」（平成29年6月9日閣議決定。以下「骨太2017」という。）においては、攻めの農林水産業を展開し、成長産業にするとともに、農山漁村を次世代に継承し、農業者の所得向上等を図るため、構造的な問題を解決していくことが掲げられている。具体的には、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（農林水産業・地域の活力創造本部決定。平成28年11月改訂）や同プランを踏まえた各種基本計画に基づく農林水産施策の着実な推進を図るため、統計データを的確に整備し、適時適切に提供していくことが求められている。

このため、農林水産統計の整備に当たっては、引き続き報告者の記入負担の軽減や調査の効率的な実施等に留意しつつ、関連施策の展開に必要な農林水産業の構造や担い手層の経営収支の変化、流通構造の実態等をよりの確に把握する観点から、調査事項や、提供情報の充実等を推進する。また、農林業センサスと経済センサスー活動調査により他産業から農林業への参入・連携状況等の把握・分析をするための新たな統計作成や、様々な形態の経営体の実態を把握するため、農業経営統計調査の調査対象区分の見直しなどに向けた検討・検証を実施する。

(5) 環境・エネルギー関連施策の展開を図るための統計整備

環境に関する統計については、廃棄物等に関するデータの精度向上などの取組や、家庭部門のCO₂排出実態統計調査の開始など、第Ⅱ期基本計画に基づく統計整備に努めている。

さらに、環境省を中心とした関係府省庁等が協力して、気候変動枠組条約及び京都議定書に基づく温室効果ガス排出・吸収量の算定や、排出・吸収目録（インベントリ）の作成・提出を実施しており、その排出・吸収量に関する統計の集計・算定・公表を行う国内体制の整備やデータの品質保証・管理を通して精緻な算定を行うためには、家庭部門のCO₂排出実態統計調査の実施等を含め、温室効果ガス排出・吸収量データの更なる充実が必要となっている。

一方、骨太2017及び未来投資戦略においては、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）の推進が求められていることから、環境・エネルギー分野の統計整備に引き続き取り組む必要がある。また、国際的な取組である環境・経済統合勘定（SEEA）や持続可能な開発目標（SDGs）への対応も重要となっている。

このため、廃棄物等循環利用量実態調査の更なる精度向上に向けた検討を行うほか、エネルギー消費統計について、見直し効果の持続性等の検証を行うとともに、産業・業務部門のエネルギー消費に関する統計の体系的な整備の促進を図る。

(6) 交通関連施策に必要な統計の改善

交通に関する統計については、統計の安定性・連続性に加え、社会経済情勢の変化等に対応した統計の整備・連携の推進等に向け、第Ⅱ期基本計画に基づく輸送貨物品目分類の統一や燃料消費量を把握する統計の精度向上などに努めている。

一方、「総合物流施策大綱（2017年度～2020年度）」（平成29年7月

28日閣議決定)では、将来のニーズに応え得る「強い物流」を実現していくため、輸送モード間の連携・協働(モーダルシフト)による効率化などの各種施策を推進することが掲げられている。さらに、我が国全体のCO₂排出量(電熱配分後)の2割弱を占めている運輸分野における省エネ性能の向上、運行・運航の効率化を進めるとともに、トラックに比べ単位輸送当たりのCO₂排出量が少ない鉄道や船舶へのモーダルシフトを図るなど、地球環境問題にも取り組むことも掲げられている。

これらの施策の推進状況をモニタリングするためには、行政記録情報の活用等による報告者負担の軽減にも留意しつつ、交通統計の更なる整備が重要となる。

このため、自動車輸送統計調査について、新たな調査手法による調査を開始し、公表事項の充実や数値の安定化方策等の検討に取り組むとともに、港湾調査について、公表時期の更なる早期化、集計事項の充実等の検討を行う。

(7) 不動産関連統計の改善・体系的整備

不動産に関する統計については、第I期基本計画以降、企業の不動産(土地及び建物)の所有(ストック)等をより的確に把握するため、関連する統計を統合・整理し、5年周期で法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)を実施するとともに、その中間年における土地取得動向(フロー)を把握する土地動態調査(一般統計調査)の実施状況も踏まえ、中期的な検討に取り組んでいる。

このような状況の中、不動産に関する統計の更なる体系的整備を図る観点からは、報告者の記入負担軽減にも留意しつつ、地域別等の法人における土地の所有・利用状況の構造的な把握の在り方や、効率的な調査の実施に向けた検討を行うとともに、世帯や公的部門も含めた我が国の土地の所有及び利用状況の全体像を把握する統計の整備に向けた課題の整理等に引き続き取り組む必要がある。

このため、5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査とその中間年に実施する土地動態調査について、行政記録情報の活用などによる土地の所有・利用状況の構造的な把握の在り方や調査の効率的な実施に向けて検討を推進する。また、我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するための統計の整備に向けた検証・検討を推進するため、具体的な課題の整理を行う。

(8) 観光施策の推進に必要な統計の改善・充実

観光統計については、第Ⅱ期基本計画に基づき、旅行・観光サテライト勘定 (Tourism Satellite Account) の作成・公表、都道府県観光入込客統計の精度向上等を通じた整備を推進している。

一方、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)においては、観光による地方創生や観光産業の基幹産業化等が掲げられている。

また、同ビジョンを踏まえた「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)においては、平成30年から地域分析に有用な都道府県別の入込客数・消費額に関する統計調査を実施することや、多様化する宿泊形態について、その実態を把握するための方策について検討することに加え、各種観光統計について、地方公共団体や観光関連産業等へ具体的・実践的な分析・活用方法を示す等、施策立案への統計の利活用を推進することが掲げられている。

これらの推進に当たっては、地域を含めた誘客状況及び消費動向をより正確に把握することなど、観光統計の整備・改善に引き続き取り組むとともに、国の地方公共団体等に対する支援・連携も引き続き重要となっている。

このため、既存の観光統計を用いて作成している地域観光統計について、推計手法の改善とともに、民間データ等の活用可能性を含めた関連統計の改善やクルーズ船利用の拡大等旅行形態の変化に対応した統計の改善に向けた検討などを通じ、観光統計の体系的整備を推進する。また、訪日外国人消費動向調査について、精度検証を実施した上で、都道府県別表章に必要な改善の結論を得る。

3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進

グローバル化の進展は、資本や労働力など経済分野にとどまらず、情報や文化などの分野に及んでおり、社会に様々な影響を及ぼしている。

そのような中、我が国ではこれまで、①IMF(国際通貨基金)が設定する「特別データ公表基準(SDDS)プラス³」におけるデータ整備、②国際連合統計委員会やOECD等の国際会議への参加、③独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じた統計専門家の派遣、④発展途上国等諸外

³ SDDS (Special Data Dissemination Standard) プラスとは、IMF (国際通貨基金) が定める経済・金融データに関するデータをタイムリーに公表するための最高水準の公表基準である。我が国では、参加条件である金融健全性指標や債務証券など5項目の公表に対応し、平成28年4月に参加したが、移行期間である5年以内に、残された3(P)項目について、過去5年分のデータを指定された形式で公表し、完全履行を達成する必要がある。

国からの統計に関する政府職員の受入れ、⑤国際連合アジア太平洋統計研修所の運営に対する協力等国際協力の推進に取り組んでいる。

一方、骨太2017及び未来投資戦略においては、日本企業の活力を海外展開し、その恩恵を我が国の各地域に取り込み好循環の拡大を図るため、我が国企業の高度技術を活かした海外展開の促進や、技術を有しながらも海外展開に踏み切れなかった中堅・中小企業等の海外展開の支援等が掲げられている。

これらの社会・経済情勢の変化や施策ニーズに適切に対応するためには、公的統計の分野においても、国際基準への寄与などを通じた統計に関する国際比較可能性を向上させるほか、国際連合が掲げる「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs)については、「SDGs実施指針」(平成28年12月22日SDGs推進本部決定)に基づき全244グローバル指標(平成29年6月現在で我が国が対応可能な指標は約40%)の対応拡大などに取り組む必要がある。

また、更なる国際協力・連携等を図るため、統計委員会を中心に、府省一体となった取組の強化、国際経済取引・企業の国際化や海外事業活動を把握する統計調査の精度向上・提供情報の充実を図る必要がある。

このため、SDGsプラスで未対応となっているデータ公表の実現やSDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組むとともに、社会保障費用統計の新たな統計表の作成・提供、有用性向上等の取組を推進する。さらに、関連統計の整備については、企業の貿易取引に係る情報の高度利用・情報提供の充実や海外事業活動のよりの確な把握に取り組む。

また、国際協力等の推進に関して、国際会議等への積極的な参加等国際貢献の強化、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の情報共有の強化を図る。